

長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十二号）

改正案	現行
<p>（金銭債権の証書の範囲）</p> <p>第三条 法第六条第三項第四号に規定する内閣府令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。第十二条の三第一項第一号において同じ。）の預金証書</p> <p>二 八（略）</p> <p>（特定取引勘定）</p> <p>第十二条の四の三 長期信用銀行は、特定取引を行う場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するときは、特定取引及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区分して経理するためめ、特別の勘定（以下「特定取引勘定」という。）を設けなければならない。この場合において、当該要件のいずれかに該当しない長期信用銀行又は当該要件のいずれにも該当しない長期信用銀行が特定取引勘定を設けることを妨げない。</p> <p>一 直近の期末（中間期末を含む。以下この項において同じ。）の前の期末から直近の期末までの間における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額のうち最も大きい額が、千億円以上であり、かつ、直近の期末の前の期末の総資産の十パーセントに相当する額以上であること。</p>	<p>（金銭債権の証書の範囲）</p> <p>第三条 法第六条第三項第四号に規定する内閣府令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。第十二条の三第一項第一号及び第十二条の五第一号において同じ。）の預金証書</p> <p>二 八（略）</p> <p>（新設）</p>

二 直近の期末における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額が千億円以上であり、かつ、当該期末の総資産の十パーセントに相当する額以上であること。

2) 前項の特定取引とは、長期信用銀行が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標(第五項において「指標」という。)に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

一 国債、地方債又は政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券(以下この条において「国債等」という。)(の引受け)(国債等の発行に際して当該国債等の全部又は一部につき他にこれを取得する者がいない場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る(第五項において同。))

二 証券取引法第二十一条第三号の二、第五号の三及び第七号の四に掲げる有価証券並びに同項第四号及び第九号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券(以下この号(第五項において同。))において「資産対応証券」という。)(の引受け)(資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がいない場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る(第五項において同。))

三 有価証券の売買(国債等、証券取引法第一条第一項第三号の二、第四号及び第五号の三に掲げる有価証券(以下この号において「特定取引債券」という。))又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証書で国債等若しくは特定取引債券の性質を

有するものの売買並びに有価証券先渡取引に限る。）、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引（次号及び第五号に掲げるものを除く。）

四 法第六条第三項第三号の規定により営むことができる業務に係る有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が法第六条第三項第四号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するもの以外のものである場合には、差金の授受により決済されるものに限る。）

五 法第六条第三項第三号の規定により営むことができる業務に係る有価証券の売買又は引受け、有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引（前号に掲げるものを除く。）

六 金銭債権（第三条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第八号に掲げる証券をもつて表示されるもの又は円建銀行引受手形（銀行その他の金融機関が引受けを行った貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもつて表示されるものをいう。）に限る。）の取得又は譲渡

七 金利先渡取引

八 為替先渡取引

九 先物外国為替取引

十 直物為替先渡取引

十一 店頭金融先物取引

十二 商品デリバティブ取引

十三 クレジットデリバティブ取引（資金の貸付けその他の信用供

<p>与に係る債権のうち、当該取引に付随するものの取得又は譲渡を含む。）</p> <p>十四 スワップ取引</p> <p>十五 オプション取引</p> <p>十六 前各号に掲げる取引のほか、当該取引又は金融先物取引等に類似し、又は密接に関連する取引</p> <p>3 特定取引勘定を設けた長期信用銀行（以下「特定取引勘定設置長期信用銀行」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二十六条第三項第一号ホに掲げる書類に記載された事項の範囲内で行う場合は、この限りでない。</p> <p>一 特定取引勘定に属するものとして経理された取引又は財産を特定取引勘定以外の勘定に振り替えること。</p> <p>二 特定取引勘定に属するものとして経理された取引又は財産以外の取引又は財産を特定取引勘定に振り替えること。</p> <p>4 前項の行為には、一の長期信用銀行において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第十二条の四の三第二項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる取引を含むものとする。</p> <p>5 特定取引勘定設置長期信用銀行は、特定取引のうち営業年度終了の時に於いて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>一 金融先物取引等 金融先物取引法第二条第七項に規定する金融先物取引所又は同条第九項に規定する海外金融先物市場における営業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものと</p>	
--	--

して合理的な方法により算出した額

二 金利先渡取引、為替先渡取引、先物外国為替取引、直物為替先渡取引及びスワップ取引 当該取引により当事者間で授受することを経済した金額（営業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）を合理的な方法により営業年度終了の日の現在価値に割り引いた額

三 オプション取引 当該取引の営業年度終了の日の現在価値として、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額（営業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）、営業年度終了の日の当該権利行使に係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的な方法により算出した額

四 国債等の引受け、資産対応証券の引受け、選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買の契約が解除される取引をいう。）、有価証券店頭デリバティブ取引、店頭金融先物取引、商品デリバティブ取引及びクレジットデリバティブ取引 前各号に掲げる額に準ずるものとして合理的な方法により算出した額

（同一人に対する信用の供与等）

第十三条 銀行法施行令第四条第四項第一号に規定する貸出金として内閣府令で定めるものは、資金の貸付け又は手形の割引のうち別紙様式第二号（特定取引勘定設置長期信用銀行にあつては別紙様式第二号の二）中の貸借対照表（以下この条において「貸借対照表」

（同一人に対する信用の供与等）

第十三条 銀行法施行令第四条第四項第一号に規定する貸出金として内閣府令で定めるものは、資金の貸付け又は手形の割引のうち別紙様式第二号（銀行法第十七条の二第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた長期信用銀行）以下、特定取引勘定設置長期信用銀行、

と^いう[。]」()の貸出金勘定に計上されるものとする。

2～4 (略)

(削る)

と^いう[。]」にあつては別紙様式第二号の二()中の貸借対照表(以下この条において「貸借対照表」とい^う。()の貸出金勘定に計上されるものとする。

2～4 (略)

(特定取引)

第十六条の二の三 銀行法第十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 国債、地方債又は政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券(以下この条、第十六条の七及び第十六条の八において「国債等」とい^う。()の引受け(国債等の発行に際して当該国債等の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第十六条の七及び第十六条の八において同^う。)

二 証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三及び第七号の四に掲げる有価証券並びに同項第四号及び第九号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券(以下この号、第十六条の七及び第十六条の八において「資産対応証券」とい^う。()の引受け(資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第十六条の七及び第十六条の八において同^う。)

三 銀行法第十七条の二第一項第二号に掲げる目的で行つ有価証券の売買(国債等、証券取引法第一条第一項第三号の二、第四号及び第五号の三に掲げる有価証券(以下この号において「特定取

引債券」という。)又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証券で国債等若しくは特定取引債券の性質を有するものの売買並びに有価証券先渡取引に限る。)、有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引を除く。)、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引(次号及び第五号に掲げるものを除く。)

四 法第六条第三項第三号の規定により営むことができる業務に係る有価証券店頭デリバティブ取引(当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が法第六条第三項第四号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するもの以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。)

五 法第六条第三項第三号の規定により営むことができる業務に係る有価証券の売買、有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引(前号に掲げるものを除く。)

六 金銭債権(第三条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第八号に掲げる証券をもつて表示されるもの又は田建銀行引受手形(銀行その他の金融機関が引受けを行った貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもつて表示されるものをいう。第十六条の五において同じ。))に限る。)(の取得又は譲渡)

七 金利先渡取引

八 為替先渡取引

九 先物外国為替取引

十 直物為替先渡取引

十一 店頭金融先物取引

- 十二 商品デリバティブ取引
- 十三 クレジットデリバティブ取引
- 十四 スワップ取引
- 十五 オプション取引

（特定取引勘定設置の認可の申請等）

第十六条の三 長期信用銀行は、銀行法第十七条の二第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 特定取引として経理しようとする取引の種類及び当該取引を行う部署の名称を記載した書類
- 三 時価等の算定（銀行法第十七条の二第二項の規定により時価を付すこと又は同条第三項の規定により算定すること）をいう。以下この条及び第二十六条において同じ。（）を行う部署の名称を記載した書類
- 四 取引の種類ごとの時価等の算定の方法に関する事項を記載した書類
- 五 時価等の算定の基礎となる資料の作成及びその保存に関する事項を記載した書類
- 六 特定取引勘定に係る帳簿書類の種類を記載した書類
- 七 特定取引及びその対象となる財産とその他の取引及び財産との区別に関する経理の方針（特定取引勘定を設ける前に行った取引及びその対象となる財産についての区別に関する経理の方針を含む。）を記載した書類

（削る）

八 内部取引（一の長期信用銀行において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う前条第四号及び第七号から第十五号までに掲げる取引をいう。次項において同じ。）を行う場合（内部取引を解約する場合を含む。次項において同じ。）の取扱いに関する事項を記載した書類

九 特定取引により取得し又は発生する外貨建債権及び外貨建債務について所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入する金額の算定の基礎となる外貨建債権及び外貨建債務の金額の円換算額を計算する場合において、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）（第百三十九条の四第一項の規定により承認を受けた換算の方法）（第十六条の七において、「外貨建債権債務の特別な換算の方法」という。）を選定したときはその換算の方法の内容及びその方法により円換算をする外貨建債権及び外貨建債務に係る取引の種類を記載した書類

2 | 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、前項各号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 時価等の算定の方法が公正なものであること。

二 時価等の算定に係る業務を的確かつ公正に遂行することができること。

三 特定取引及びその対象となる財産がその他の取引及び財産と区別され特定取引勘定に適切に経理されるものであること。

四 内部取引を行う場合の取扱いが前三号に掲げる基準に照らして適切なものであること。

(削る)

(勘定間振替の禁止)

第十六条の四 特定取引勘定設置長期信用銀行は、次に掲げる行為を
してはならない。

一 特定取引勘定に属するものとして経理された取引又は財産を
特定取引勘定以外の勘定に振り替えること。

二 特定取引勘定に属するものとして経理された取引又は財産以
外の取引又は財産を特定取引勘定に振り替えること。

2 前項の行為には、一の長期信用銀行において、特定取引勘定とそ
他の勘定との間で行う第十六条の二三第一号から第三号まで、
第五号及び第六号に掲げる取引を含むものとする。

(特定取引勘定に経理する財産)

(削る)

第十六条の五 銀行法第十七条の二第二項に規定する内閣府令で定
める財産は、次に掲げるものとする。

一 譲渡性預金の預金証書(外国の法人が発行するものを除く。)

二 円建銀行引受手形

三 法第六条第三項第十一号に規定する取引に係る権利を表示す
る証券又は証書

(特定取引の対象となる財産に付すべき時価)

(削る)

第十六条の六 銀行法第十七条の二第二項に規定する内閣府令で定
める時価は、営業年度終了の日の公表されている最終価格に基づき
算出した価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算
出した価格とする。

(削る)

- (営業年度終了時に決済したものとみなす特定取引)
- 第十六条の七 銀行法第十七条の二第三項に規定する特定取引のうち内閣府令で定めるものは、次に掲げる取引とする。ただし、外貨建債権債務の特別な換算の方法により円換算をする外貨建債権及び外貨建債務に係る取引を除く。
- 一 国債等の引受け
 - 二 資産対応証券の引受け
 - 三 有価証券の売買のうち次に掲げる取引
 - イ 有価証券を有しないでその売付けをする取引(次条において「有価証券の空売り」という。)
 - ロ 当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買の契約が解除される取引(次条において「選択権付債券売買」という。)
 - 四 有価証券先物取引(証券取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引を含む。次条において同じ。)
 - 五 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引
 - 六 金融先物取引等
 - 七 店頭金融先物取引
 - 八 金利先渡取引
 - 九 為替先渡取引
 - 十 先物外国為替取引

(削る)

- 十一 直物為替先渡取引
- 十二 商品デリバティブ取引
- 十三 クレジットデリバティブ取引
- 十四 スワップ取引
- 十五 オプション取引

(利益相当額又は損失相当額)

第十六条の八 銀行法第十七条の二第三項に規定する内閣府令で定める特定取引の利益相当額又は損失相当額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 有価証券の空売り 売り付けた有価証券に係る第十六条の六に規定する時価から当該売付けの価格を控除した額
- 二 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引 営業年度終了の日の公表されている最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額
- 三 金融先物取引等 金融先物取引法第二条第七項に規定する金融先物取引所又は同条第九項に規定する海外金融先物市場における営業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額

四 金利先渡取引、為替先渡取引、先物外国為替取引、直物為替先渡取引及びスワップ取引 当該取引により当事者間で授受することを約した金額(営業年度終了の日において未確定の場合は、

<p>(届出事項)</p> <p>第二十六条 銀行法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>五の二 <u>特定取引勘定を設けようとする場合</u></p> <p>五の三 <u>特定取引勘定を廃止しようとする場合</u></p> <p>六～十五 (略)</p> <p>十六 特定取引勘定設置長期信用銀行において、特定取引として経理しようとする取引の種類を変更しようとする場合</p>	
<p>(届出事項)</p> <p>第二十六条 銀行法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>六～十五 (略)</p> <p>十六 特定取引勘定設置長期信用銀行において、特定取引として経理しようとする取引の種類又は時価等の算定の方法を変更しようとする場合</p>	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標(次号において「指標」という。)(の予想される数値に基づき算出される金額)を合理的な方法により営業年度終了の日の現在価値に割り引いた額</p> <p>五 オプション取引 当該取引の営業年度終了の日の現在価値として、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額(営業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額)、営業年度終了の日の当該権利行使に係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的な方法により算定した額</p> <p>六 国債等の引受け、資産対応証券の引受け、選択権付債券売買、有価証券店頭デリバティブ取引、店頭金融先物取引、商品デリバティブ取引及びクレジットデリバティブ取引 前各号に掲げる額に準ずるものとして合理的な方法により算定した額</p>

十七〜二十六（略）

2（略）

3 長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）は、銀行法第五十三條第一項又は第三項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書類）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。
い。

一 第一項第五号の二に掲げる場合 次に掲げる書類

イ 特定取引として経理しようとする取引の種類及び当該取引を行う部署の名称を記載した書類

ロ 時価等の算定（特定取引に係る利益若しくは損失又は当該取引の対象となる財産の価格を算定することをいう。）を行う部署の名称を記載した書類

ハ 特定取引及びその対象となる財産とその他の取引及び財産との区別に関する経理の方針（特定取引勘定を設ける前に行った取引及びその対象となる財産についての区別に関する経理の方針を含む。）を記載した書類

ニ 内部取引（一）の長期信用銀行において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第十二條の四の三第二項第四号及び第七号から第十五号までに掲げる取引をいう。）（を行う場合）当該内部取引を解約する場合を含む。）の取扱いに関する事項を記載した書類

ホ 勘定間振替（第十二條の四の三第三項第一号及び第二号に掲げる行為）（同条第四項に規定する取引を含む。）をいう。）（を行う

十七〜二十六（略）

2（略）

3 長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）は、銀行法第五十三條第一項又は第三項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書類）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。
い。

（新設）

<p>う場合の取扱いに関する事項を記載した書類</p> <p>二 第一項第二十五号に掲げる場合 同号に規定する書類</p> <p>三 第一項第二十六号に掲げる場合 同号に規定する営業報告書及び附属明細書</p> <p>四 前項第十六号に掲げる場合 同号に規定する書類</p> <p>五 前項第十七号に掲げる場合 同号に規定する営業報告書及び附属明細書</p> <p>4～8 (略)</p>	<p>一 第一項第二十五号に掲げる場合 同号に規定する書類</p> <p>二 第一項第二十六号に掲げる場合 同号に規定する営業報告書及び附属明細書</p> <p>三 前項第十六号に掲げる場合 同号に規定する書類</p> <p>四 前項第十七号に掲げる場合 同号に規定する営業報告書及び附属明細書</p> <p>4～8 (略)</p>
--	--